



2024年3月6日

各位

会社名 アヲハタ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山本 範雄  
(コード番号2830 東証スタンダード市場)  
問合せ先 執行役員経営本部長 石橋 弘行  
T E L (0846) 26 - 0111

### 取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議により、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を無償で行うことについて決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

(1) 処分日	2024年3月29日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 4,108株
(3) 処分予定先	当社の取締役（※）5名 4,108株 ※ 社外取締役を除きます。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年1月24日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

また、2022年2月18日開催の定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役が当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年2万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、年額5千万円以内とすること（譲渡制限付株式の付与に際しては、当社の取締役の報酬等として譲渡制限付株式の発行又は自己株式の処分が行われるものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込みは要しませんが、対象取締役の報酬額は、1株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。）、及び、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は別途取締役会が定める期間とし、また、必要に応じて当社の取締役会が定める一定の業績目標の達成を譲渡制限解除の条件とすることにつき、ご承認をいただいております。

本制度の概要については、以下のとおりです。

#### <本制度の概要>

対象取締役は、本制度に基づき当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなりますが、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

今般、当社は、本日付の取締役会決議により、当社の取締役5名（以下「割当対象者」といいます。）に対し、取締役としての職務執行の対価として当社の普通株式合計4,108株（以下「本割当株式」といいます。）を無償で交付することを決議いたしました。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と割当対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### （1）譲渡制限期間

割当対象者は、2024年3月29日（処分日）から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない（以下「譲渡制限」という。）。

##### （2）譲渡制限の解除条件

本割当株式については、譲渡制限の解除条件に業績目標達成を含まないもの1種類（以下「本割当株式①」という。）と、譲渡制限の解除条件に業績目標達成を含むもの1種類（以下「本割当株式②」という。）を交付いたします。なお、本割当株式②については、一部の割当対象者にのみ交付いたします。

##### ア. 本割当株式①の譲渡制限の解除条件

割当対象者が、2024年3月29日（処分日）から2024年11月期に係る定時株主総会の終結の時までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において（ただし、本譲渡制限期間の満了時が2025年3月1日より前の日である場合は2025年3月1日を経過した時点において。以下同じ。）、本割当株式①の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、割当対象者が本役務提供期間において死亡その他当社取締役会が正当と認める事由により上記の地位を喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、2024年3月から当該喪失日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式①の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式①につき、譲渡制限を解除する。

##### イ. 本割当株式②の譲渡制限の解除条件

割当対象者が、2024年3月29日（処分日）から2024年11月期決算短信が開示される日までの間、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあることに加えて、当社取

締役会が目標値として設定した一定の業績目標を上回ることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式②の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他本割当契約に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、2024年3月から当該組織再編等の効力発生日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式①の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式①、及び、2024年3月から当該組織再編等の効力発生日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式②の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式②につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

以上